

令和元年度 福井県臨時的任用職員募集のお知らせ

受付期間 令和元年5月16日(木)から令和元年5月22日(水)まで<必着>
選考日 令和元年5月24日(金)

令和元年5月16日
福井県健康福祉部地域福祉課
〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
電話 0776-20-0324

令和元年6月以降、福井県丹南健康福祉センターに勤務する臨時的任用職員を募集します。
(主な職務内容)

- 1 生活保護の実施に関すること
 - 2 身体障害者手帳の交付に関すること
 - 3 民生委員・児童委員に関すること
 - 4 福祉関係広報業務に関すること
 - 5 女性福祉およびDV防止法に関すること
- その他これらに係る業務に従事します。

今回募集する臨時的任用職員は、期限付きで採用するものです。勤務期間は5か月ごとに任期を更新し、最長で10か月程度となります。ただし、勤務実績等により更新できない場合があるほか、定期人事異動に伴う欠員の解消等により退職いただく場合があります。

1 採用職および勤務場所等

職種	勤務場所	勤務期間	募集人数
福祉・心理	福井県丹南健康福祉センター (鯖江市水落町1丁目2-25)	令和元年6月から 令和2年3月まで	1名

2 応募資格

次の(1)から(3)のいずれにも該当する者

- (1) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)または大学院において、社会福祉学、心理学、教育学または社会学を専修する学科またはこれに相当する課程を修めて卒業もしくは修了した者、または、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者
- (2) 日本の国籍を有し、かつ地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
- (3) 普通自動車運転免許を有する者

3 選考考査

試験内容 口述試験(受験者の職務遂行能力等について、個別面接を行います。)
適性検査(クレペリン)

試験日程 令和元年5月24日(金)

試験会場 福井県庁 6階 大会議室(福井市大手3丁目17-1)

(試験開始時刻は改めてご連絡します。応募者多数の場合には、試験日程を変更する場合があります。試験日程を変更した場合には、事前に連絡します。)

- その他
- ・受験票は発行しません。
 - ・試験当日は、指定の時刻までに試験会場へお越しください。
 - ・鉛筆(HB 2本)、消しゴム等の筆記用具を持参してください。

4 合否通知

試験終了後、速やかに選考試験の合否を通知するとともに、合格者に対しては、その後の手続き等についてご案内します。なお、採用後に、採用理由が消滅した場合（臨時的任用職員が必要とされなくなった場合）には退職していただくことになります。

5 勤務条件

勤務日 月曜日から金曜日
勤務時間 午前8時30分から午後5時15分
給料 大学（修学年数4年）卒の場合 170,100円（月額）
短大（修学年数2年）卒の場合 158,300円（月額）
高校卒の場合 148,600円（月額）
※平成31年4月1日現在
諸手当 通勤手当、期末・勤勉手当等を任用期間に応じて支給します。

6 申込手続

別紙の「臨時的任用職員申込書」に必要事項を記入の上、

(1) 大学（大学院）において、社会福祉学、心理学、教育学または社会学を専修する学科またはこれに相当する課程を修めて卒業もしくは修了した場合は、

(ア) 最終学歴の学校の卒業（修了）証明書

(イ) 最終学歴の学業成績証明書（最終学歴が大学院の場合には大学の学業成績証明書を含む。）

(2) 社会福祉士または精神保健福祉士を取得している場合は、

(ア) 資格の写し

(イ) 最終学歴の学校の卒業（修了）証明書

を添付し、福井県健康福祉部地域福祉課まで持参または郵送（書留）してください。

申込書等を郵送する場合は、封筒の表に「臨時的任用職員申込み」と朱書きしてください。

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 福井県健康福祉部地域福祉課 TEL 0776-20-0324

7 受付期間

令和元年5月16日（木）から令和元年5月22日（水）まで<必着>

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日は除きます。）

（郵送の場合は、必ず書留郵便により行うものとし、令和元年5月22日（水）までに到着したものに限り受け付けます。）

8 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、福井県個人情報保護条例の規定に基づき、書面で開示（本開示）を請求することができるほか、次の手続きにより口頭で開示（簡易開示）を請求することができます。

(1) 開示の内容等

口頭で開示を請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
当該採用試験に合格しなかった者本人	総合得点および総合順位	合否通知の到達日から1か月	福井市大手3丁目17-1 福井県健康福祉部地域福祉課

(2) 口頭による開示請求の手続き

開示請求に当たっては、以下のいずれかの書類を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、請求者本人（代理人は不可）が直接、福井県健康福祉部地域福祉課へお越しください。ただし、土曜日、日曜日および祝日は受け付けておりません。

- | | |
|---------------|---------------|
| ①運転免許証 | ③各種健康保険の被保険者証 |
| ②日本国旅券（パスポート） | ④各種年金手帳等 |

※環境への配慮から来所に際しては、できる限り公共交通機関のご利用をお願いします。
また、車を利用するに当たってはアイドリングストップなどエコ運転にご協力ください。